

第 58 回海洋環境保護委員会（MEPC58）審議結果概要（詳細版）
（シップリサイクル（概要版は別途 MEPC58 結果報告にて報告））

1. 経緯等

9 月 30 日より 10 月 3 日までの間、ロンドンの IMO 本部においてシップリサイクル作業部会中間会合が開催され、引き続き 10 月 6 日より 10 月 10 日までの間、第 58 回海洋環境保護委員会が開催された。我が国からは、国土交通省、JETRO ジャパンシップセンター、(独)海上技術安全研究所、その他関係海事機関・団体から 7 名が参加しました。

シップリサイクルに関しては、2006 年 3 月の MEPC54 から船舶とリサイクルヤードの要件を定める新条約条文の審議を行っており、今次会合においては、条約案を承認するための審議が行われました。今次会合における審議結果の概要は以下のとおり。

2. 審議結果

- ・条約草案は、条約発効要件等ごく一部を除き合意に達し、承認された。（条約案の要件は下図参照。）
- ・条約案は、2009 年 5 月 11～15 日に香港にて開催される外交会議において採択される予定である。
- ・発効要件に関しては、我が国より早期批准を促進するため提案した案（締約国数と船腹量の組み合わせに解撤能力を組み合わせる）が多数から支持され、具体的な要件設定（具体的な締約国数や船腹量、解撤能力の数値や計算方法）については合意するまでに至らなかったものの、我が国提案をベースに外交会議において検討され決定されることとなった。
- ・個船ごとに策定されるリサイクル計画については、リサイクル施設を承認したリサイクル国の所管官庁により承認されたうえで、締約国の旗国による最終検査において検証されることとなった。
- ・ISO（国際標準化機構）では、IMO 新条約策定の動きと連携をせず、かつ、リサイクル関係者の十分な意見聴取をすることなく、一部の限られた検討チームにより「リサイクル施設に関する ISO 標準」の策定作業が進められている。当該 ISO 標準と IMO 新条約（関係ガイドラインを含む）の間では、重複問題（ダブルスタンダード化）が発生する強い懸念があることから、IMO/MEPC は ISO に標準策定を要請したことがないこと、及び現段階では ISO 標準策定は不要であるという見解を確認した。
- ・我が国が中心となり策定作業を進めている有害物質一覧表（インベントリ）作成ガイドライン案及びリサイクル施設に関するガイドライン案については、次回 MEPC59 までコレスポネンス・グループ（CG）において検討することとなった。CG のグループ長は国土交通省海事局安全基準課の大坪国際基準調整官が務めることとなった。これらのガイドラインは MEPC59 において審議採択される予定。

3. 今後のIMOでの作業スケジュール

- ・ 2009年5月 条約採択外交会議（香港）
- ・ 2009年7月 MEPC59（関連ガイドラインの審議及び採択）（IMO本部）

以上

〈参考：シップリサイクル条約の要件〉

